

# 宇宙外交・安全保障等の現状、 課題及び今後の検討の方向（案）

平成 24 年 9 月  
内閣府宇宙戦略室

# 目次

## I 宇宙外交

1. 宇宙外交の現状、課題及び今後の検討の方向
2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向（米、EU、加、英）
3. アジア・太平洋地域との国際協力の推進

## II 宇宙分野の外交・安全保障の推進

1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向
2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移
3. 国際法における宇宙と安全保障
4. 最近の宇宙と安全保障に係る国際関係

## III パッケージ型インフラ海外展開の推進

1. パッケージ型インフラ海外展開の推進の現状、課題及び今後の検討の方向
2. 海外における政府による宇宙システムの海外展開支援

# I 宇宙外交

## 1. 宇宙外交の現状、課題及び今後の検討の方向

### 現状

- ① 米国が最大の協力パートナーであり、民生・安全保障両分野に渡り長期的な関係を築いている。他の宇宙活動国に対しては、相手国の技術力等を踏まえ、密接な関係を構築している
- ② 途上国との関係では、当該国の宇宙開発利用ニーズの掘り起こしを行うとともに、その効果が当該国国民一人ひとりの命と生活を様々な脅威から守り、豊かなものとなるよう、我が国が外交の柱として掲げる「人間の安全保障」に留意した取り組みを進めている
- ③ EU提案の宇宙活動に関する国際行動規範や国連宇宙空間平和利用委員会における長期的持続可能性の検討など、多数国間において宇宙環境保全に関する国際的な取り組みに対して積極的に貢献している
- ④ 我が国は宇宙先進国の多国間協働プログラムである国際宇宙ステーション計画にアジアで唯一参画している
- ⑤ 将来の国際協力による有人宇宙探査計画については、国際宇宙ステーション計画参加国に加え、中国、インド等の閣僚・政策担当者が参加する国際会合が継続的に開催されている

# I 宇宙外交

## 1. 宇宙外交の現状、課題及び今後の検討の方向

### 課題

- ① 最大の協力パートナーたる米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話の強化
- ② 宇宙活動に関する国際行動規範案に対する各国からの支持の獲得

### 今後の検討の方向

- ① 米国との関係では、政府一体となったアプローチを確保するため、全ての関係省庁・機関の関与を得て宇宙に関する対話を強化すべき
- ① アジアを中心とする途上国との協力を着実に推進するための国別の国際戦略を検討すべき
- ② 宇宙環境保全に関する国際的な取り組みに対して積極的に対応していくべき

## 2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向

### (1) 米国

#### 現状

- ① 米国大統領の呼びかけに応じ、1988～1989年にかけて、日、米、欧州宇宙機関加盟国、加の政府間協定を締結し、で国際宇宙ステーション計画を進めている
- ② 1998年9月の日米首脳会談の際に発出された日米GPS共同声明に基づき、全世界的衛星測位システムの利用に関する日米協議を行っている
- ③ 2008年11月から日米宇宙政策協議(民生・商業利用)を立ち上げ、政府レベルで宇宙協力全般(安全保障分野を除く)について意見交換等を実施している
- ④ 2009年11月の日米首脳会談で日米同盟深化の一環として宇宙における安保協力の推進が合意され、2010年9月から安全保障分野における日米宇宙協議を行っている
- ⑤ 2012年4月の日米首脳会談の成果文書「ファクトシート: 日米協カイニシアティブ」において、民生・安全保障関連の各分野における一層の協力の追求や、宇宙に関する包括的対話の場を設けることで一致した

#### 今後の方向(1)

##### 2012年4月の「ファクトシート: 日米協カイニシアティブ」にて一致

##### 民生宇宙協力

日米両国は、宇宙の平和的探査及び利用に関する枠組協定の交渉の早期妥結を通じ、また、以下の具体的な活動を追求することにより、民生宇宙協力を進化させることにコミットした。

## 2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向

### (1) 米国

#### 今後の方向(2)

- ① 様々な目的で利用されるGPSと日本の準天頂衛星システム(QZSS)の間の相互運用性及び地域的ナビゲーションの向上の観点を含めた協力
- ② 環境, 科学, 災害監視を目的とした衛星によるリモートセンシングデータの利用促進のための調整を始めとする温室効果ガス観測衛星のような衛星による地球観測ミッションに関する協力

#### ② 2016年以降の国際宇宙ステーションの運用の継続

#### 安全保障上の宇宙に関する協力

- ④ 日米両国は, 宇宙活動に関する国際行動規範を始め, 自発的かつ実地的な宇宙に対する透明性の向上及び信頼醸成のための措置を追求することや宇宙状況監視に係るサービスや情報共有のための枠組を構築することなど多様な協力措置を通じ, 安全保障上の宇宙に関するパートナーシップを深める

#### 宇宙に関する包括的対話

- ⑤ 日米両国は, 環境調査, 科学的発見, 国家・国際安全保障及び経済成長に取り組む上での, 宇宙に関する事項及び協力に対して, 政府一体となったアプローチを確保するため, 全ての関係省庁・機関の関与を得て宇宙に関する対話を強化する

## 2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向

### (2)EU

#### 現状

- ① 2011年5月の日EU定期首脳協議の共同プレス声明に基づき、EUと日本は衛星測位に関する協力のための政府レベルの協力枠組を構築する可能性を追求することに一致
- ② EUは宇宙活動の透明性と信頼醸成措置を促進する観点から「宇宙活動に関する国際行動規範案」を提案し、日本を含め各国に対し署名により本規範への参加を求め、我が国はEUが主導してきたイニシアティブを歓迎し、宇宙活動に関する国際的な行動規範策定に関する議論に積極的に参加していく旨表明

#### 今後の方向

- ① 共存性の確保を含め、ガリレオと衛星測位に関する協力を推進すべき
- ② 宇宙活動に関する国際行動規範案については、我が国としてもできるだけ多くの国が参加する規範が合意されるように、積極的に規範作りに取り組んでいくべき

## 2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向

### (3)カナダ

#### 現状

- ① 2012年3月、宇宙開発戦略本部事務局、文部科学省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)及びカナダ宇宙庁(CSA)を当事者とし、日本とカナダの間の宇宙協力を促進することを目的として覚書を締結
- ② 協力対象分野は、地球観測、宇宙探査、宇宙科学、宇宙教育その他双方合意した分野
- ③ 本協力文書の実施のために、カナダ宇宙庁と宇宙開発戦略本部事務局が共同議長となる合同会議を関係者の参画を得て開催し、ワーキンググループの設置や各協力案件の進捗管理を含め、日加間の情報交換や協力を促進する

#### 今後の方向

- ① 合同会議において、協力対象分野から相互にとって利益のある協力案件を絞り込み、協力を推進すべき。

## 2. 国別宇宙外交の現状と今後の方向

### (4)英国

#### 現状

- ① 2012年4月10日、宇宙開発戦略本部事務局、日本国外務省、英国宇宙庁及び英国外務省を当事者とし、共同で日英間の宇宙分野の協力について案件の発掘、企画立案、促進を行うことを目的とした覚書を締結
- ② 協力対象分野としては、(a)民生地球観測、(b)衛星航法システム及びその利用、(c)宇宙技術分野における産業協力、(d)宇宙基盤を活用した新サービスやアプリケーションの開発、(e)宇宙空間利用のための国際規範における協力、他
- ③ 本覚書の実施のために、内閣官房(宇宙開発戦略本部事務局)、日本国外務省、英国外務省及び英国宇宙庁を共同議長とし、関係者の参加を得て合同委員会を開催する

#### 今後の方向

- ① 合同委員会において、上記協力対象分野から、双方に利益のある具体的協力案件を絞り込み、協力を推進すべき

### 3. アジア太平洋地域との国際協力の推進

#### (1) アジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF)

##### APRSAFとは

- 1992年 アジア太平洋国際宇宙年会議 (APIC) 閉会宣言において日本から開催を提案  
1993年 第1回APRSAF会合を開催 (東京)
- 文部科学省、JAXA及びアジア太平洋諸国の機関による共催 (これまで18回開催)
  - 意見交換の場から、地域の課題を議論、具体的な協力事業を検討する場
  - 一定常的な事務局活動の強化 (APRSAFネットワークの構築)

##### APRSAFの分科会とイニシアティブ

###### 分科会活動



宇宙環境利用



宇宙教育普及



地球観測



通信衛星利用

###### 主なイニシアティブ



センチネル・アジア  
(アジアの監視員)  
災害管理イニシアティブ



CR<sup>3</sup>  
APRSAF地域における  
衛星データ利用の要求取りまとめ  
および調整イニシアティブ



SAFE  
気候変動問題における  
衛星データ利用の有用性実証  
イニシアティブ

Kibo-ABC  
きぼうを利用した  
アジア協力イニシアティブ

### 3. アジア太平洋地域との国際協力の推進 (2)防災関係の取り組み

#### 国際災害チャータ

- 国際災害チャータとは  
宇宙機関を中心とする災害管理に係る国際協力枠組み。1999年に仏国立宇宙センター（CNES）及び欧州宇宙機関（ESA）によって発表され、翌2000年に両機関長の署名を持って発効。2005年に、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が参加。現在のチャータ参加機関は右表の通り。
- チャータの目的・協力の仕組み
  - ・チャータの目的は、大規模な災害発生時に、参加宇宙機関が最善の努力に基づき、衛星データの無償提供を行うことにより、災害から生じる危機の軽減等に貢献すること。
  - ・協力体制は、チャータ参加機関と、チャータに参加する宇宙機関が属する国の防災当局となる「指定ユーザ」（日本の指定ユーザは内閣府）から構成。大規模災害発生時に、指定ユーザの発動要請に基づき、参加宇宙機関の運用する衛星によって取得されたデータが無償提供される。参加機関間での資金の授受は行われない。

| 参加機関                            | 利用衛星                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------|
| 欧州宇宙機関(ESA)                     | ERS, ENVISAT                                         |
| フランス国立宇宙センター(CNES)              | SPOT, FORMOSAT                                       |
| カナダ宇宙庁(CSA)                     | RADARSAT                                             |
| インド宇宙研究機関(ISRO)                 | IRS                                                  |
| 米国海洋大気庁(NOAA)、<br>米国地質調査所(USGS) | POES, GOES, Landsat, Quickbird,<br>Geoeye, WorldView |
| アルゼンチン国家宇宙活動委員会(CONAE)          | SAC-C                                                |
| 宇宙航空研究開発機構(JAXA: 日本)            | ALOS                                                 |
| DMC(英国、アルジェリア、ナイジェリア、トルコ)       | UK-DMC, ALSAT-1, NigeriaSat,<br>BILSAT-1             |
| 中国国家航天局(CNSA)                   | FY, SJ, ZY シリーズ                                      |
| ドイツ航空宇宙センター(DLR)                | TerraSAR-X, TanDEM-X                                 |
| 韓国航空宇宙研究院(KARI)                 | Kompsat-2                                            |
| ブラジル国立宇宙研究所(INPE)               | CBERS                                                |
| 欧州気象衛星開発機構(EUMETSAT)            | Meteosat                                             |

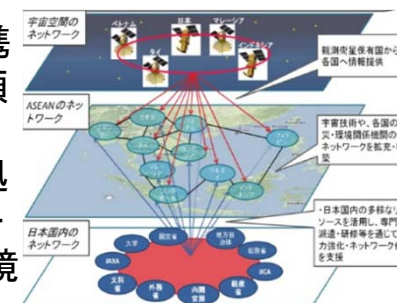
#### センチネル・アジア

- アジア太平洋域の自然災害の監視を目的とした国際協力プロジェクト。2005年に日本のJAXAが提唱し、アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSF）が推進を決定。
- 衛星(\*1)などを使って得た災害関連情報をインターネット上で共有し、台風、洪水、地震、津波、火山噴火、山火事など自然災害被害を軽減、予防することが目的。
- 現在、25カ国・地域(\*2)72機関、13国際機関が参加。

(\*1) 「だいち」、「ひまわり」(日本)、KOMPSAT(韓国)、IRSシリーズ(インド)、FORMOSAT(台湾)、THEOS(タイ)、その他国際災害チャータの衛星

#### ASEAN防災ネットワーク構築構想（2011年日本提案）における衛星の活用

- 各国が保有する衛星を連携して運用することにより高頻度な観測が可能。
- 災害時には、被災状況の迅速な把握、平時にはハザードマップの作成や農業、環境分野等でも利用。



(\*2) オーストラリア、バングラディッシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、キルギス、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、ベトナム

### 3. アジア太平洋地域との国際協力の推進 (3)宇宙技術を活用した経済協力

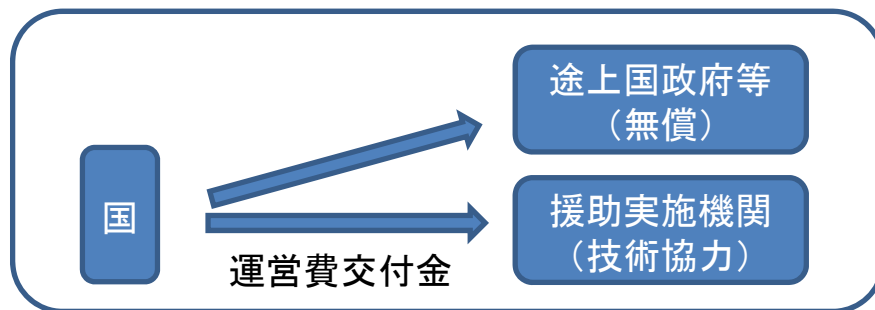
#### 事業の内容

##### 事業の概要・目的

○防災、気候変動等のグローバルな課題への貢献について、衛星データの利用や通信網の整備等の宇宙技術を開発課題の解決に有効なツールの一つとして活用し、森林資源の持続的な活用や自然災害の軽減等、途上国の経済・社会開発に資することを目的として事業を実施しています。

○ODA事業(無償資金協力、技術協力)において、ODA大綱との整合性に留意しつつ、衛星データの利用や通信網の整備等の宇宙技術を主に右の分野の協力に活用しています(事業イメージは過去の実績の代表例)。

##### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



#### 事業イメージ

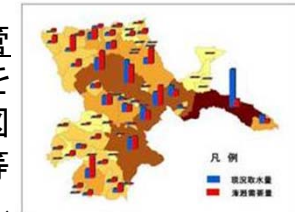
##### ○森林・自然環境

アマゾン森林保全・違法伐採のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト (技術協力、ブラジル): 衛星データの解析による森林資源減少状況の把握と炭素量の推計及び衛星データによる泥炭地火災の早期発見を行いました。協力期間2009年6月～2012年6月。



##### ○水資源開発

セフィールドロード川流域総合水資源管理調査 (技術協力、イラン): 衛星画像をベースに季別・農作物別の土地利用図を作成し、作物の単位用水量の算出等ができるよう技術的協議・指導を実施しました。協力期間2007年7月～2010年1月。



##### ○防災

モウルビバザール気象レーダー設置計画 (無償資金協力、バングラデシュ): 気象データ衛星通信システムの供与、E/N締結2007年6月。



##### ○地図作成

ミンダナオの平和と開発のための地形図作成プロジェクト (技術協力、フィリピン): 衛星データを活用した国土基本図を作成し、併せて、地形図作成技術の技術移転による人材育成を実施します。協力期間2010年3月～2013年2月。

### 3. アジア太平洋地域との国際協力の推進 (4) 人材育成事業

#### 最先端超小型衛星の研究開発を通じた人材育成

##### 事業の内容

##### 事業の概要・目的

○大学の研究者や中小企業の技術者に加え、アジアなど宇宙新興国の研究者等も招聘して超小型衛星(※)の研究開発を大学を拠点として行い、4機の衛星を開発します。これにより、日本主導の技術開発・教育を通じたキャパシティ・ビルディングを進め、国際協力の推進、内外の人材養成、新たな市場開拓等に貢献します。

(※) 超小型衛星：本事業では、重量50kg、大きさ50cm角の衛星を予定。

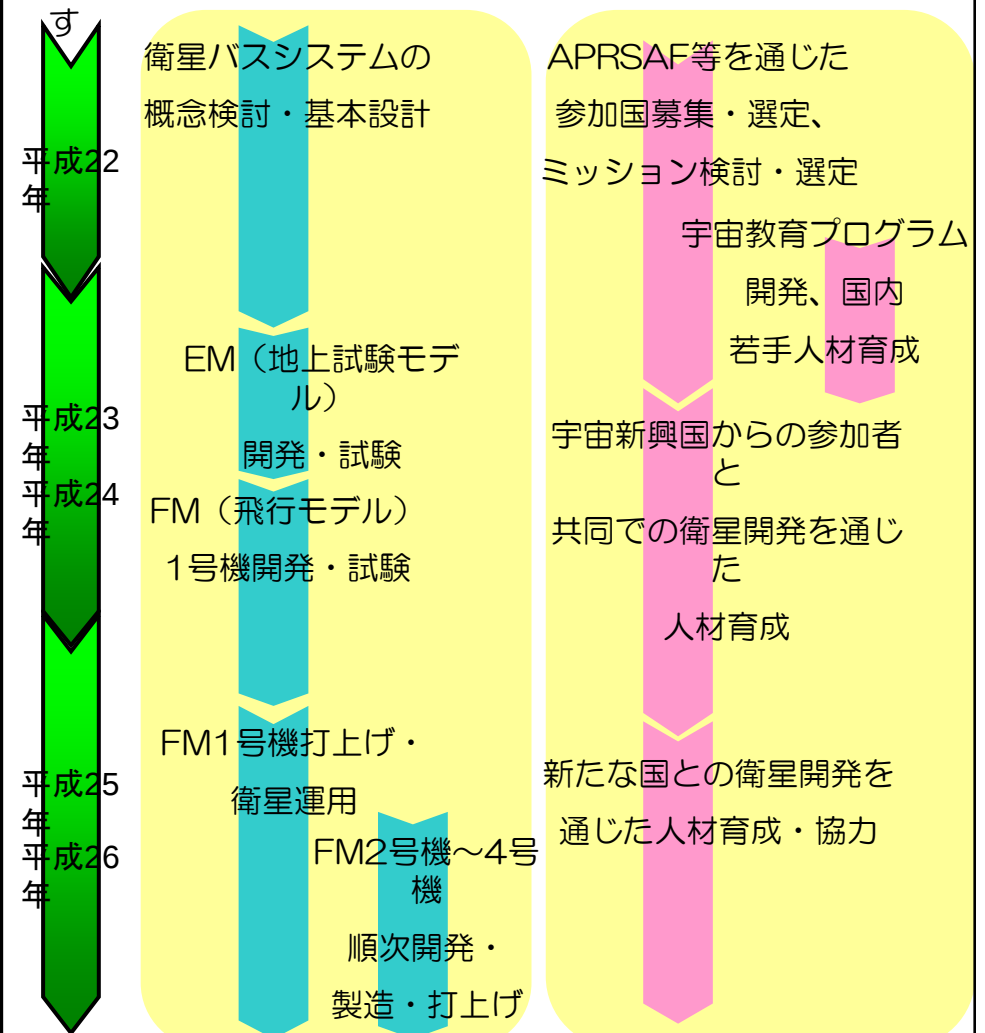
この事業により

- アジアなどの宇宙新興国の人材育成と研究開発とのパッケージによる海外展開を通じた、将来の宇宙新興国需要の取込み
- 国際協力を通じた、超小型衛星群による、大型衛星では困難な高頻度（準リアルタイム）観測
- 国際協力の推進、日本のプレゼンス向上などが期待されます。

##### 事業イメージ

○事業計画（平成22年度～26年度の5年計画）

和歌山大学、東京大学等による大学連合において実施しま



## Ⅱ 宇宙分野の外交・安全保障の推進

### 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

#### 現状

- ① 我が国の安全保障分野での宇宙利用は、1969年の「宇宙の平和利用決議」の趣旨を尊重し、自衛隊による宇宙利用を「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星（昭和60年2月6日政府見解抜粋）」、即ち、通信衛星、気象衛星、測位衛星、情報収集衛星のように、その利用が一般化した機能を有する衛星に限定してきた。
- ② 2008年8月に施行された宇宙基本法第一条（目的）において、我が国の宇宙開発利用は、「日本国憲法の平和主義の基本理念を踏まえ」推進することが明記。
- ③ また、宇宙基本法第十四条において、基本的施策の一つとして「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」が位置づけられた。
- ④ 宇宙基本法の国会審議において議員立法である同法の提案者からは、これらの規定の趣旨は「専守防衛の範囲内で防衛目的での利用は行える」という説明がなされている。
- ⑤ 2012年7月に施行された改正JAXA法においては、第四条（機構の目的）を宇宙基本法と整合的なものとするために改正され、JAXAが日本国憲法の平和主義の理念、専守防衛の範囲に限って活動を行うことを明確にした。
- ⑥ また、改正JAXA法第二十四条において「主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。」との規定が追加された。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 【防衛大綱及び中期防衛力整備計画における宇宙の位置づけ】

### 一 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 （抜粋）

- ① 海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題。
- ② 情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から、宇宙の開発及び利用を推進
- ③ 米国との共同訓練、施設の共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとともに、国際平和協力活動等を通じた協力や、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保等の国際公共財の維持強化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的及びグローバルな協力を推進
- ④ グローバルな安全保障課題への取り組みに関し、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たす。
- ⑤ 各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有等を適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や情報本部等の総合的な分析・評価能力等を強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 【防衛大綱及び中期防衛力整備計画における宇宙の位置づけ】

### 一 中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度） （抜粋）

#### ① 情報機能の強化

安全保障環境の変化に伴う情報のニーズに柔軟に対応できるよう、宇宙分野や無人機を含む新たな各種技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討するとともに、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。

#### ② 科学技術の発展への対応

指揮通信能力の強化に加え、防衛分野での宇宙利用の促進にも資する高機能なXバンド衛星通信網を構築する。

#### ③ 日米防衛協力の深化

宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保、気候変動といったグローバルな課題についても、関係府省間で連携しつつ日米間で協議を行い、協力を進める。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 【日米安全保障体制における宇宙の位置づけ】

- 2009年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安保協力の推進に一致。
- 2010年9月から現在までに、安全保障分野における日米宇宙協議(審議官級)を3回実施し、安全保障分野での日米間の宇宙協力について、幅広い意見交換を行っている。
- 2011年6月の日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表において安全保障分野における協力についてあり得るべき協力分野を特定した。
- 2012年4月の日米首脳会談の成果文書「ファクトシート：日米協力イニシアティブ」において、民生・安全保障関連の各分野における一層の協力の追求や、宇宙に関する包括的対話の場を設けることが確認された。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 【国際社会における宇宙と安全保障の現状】

- 宇宙条約(昭和42年条約第19号)の第三条において「国際連合憲章を含む国際法に従って、国際の平和及び安全の維持及び国際間の協力及び理解の促進のために」活動を行う。と明記。
- また、第四条において「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に設置しないことを約束する。月その他の天体は、もっぱら平和目的のために、条約のすべての当事国によって利用される。」と明記。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 課題

### ① 海外における宇宙の安全保障上の位置づけの高まり

- － 偵察衛星など情報収集、通信分野で宇宙利用
- － ミサイル防衛における宇宙状況監視の活用
- － 弾道ミサイル対処における宇宙空間の活用
- － 衛星測位技術の活用
- － 大規模災害時におけるリモートセンシング技術の活用

### ② 宇宙インフラのアセット・シェアリングの必要性の高まり

- － 厳しい財政情勢の中で各国とも同盟国との宇宙アセットの共同開発、共同運用を指向
- － デブリ対策、宇宙状況監視(SSA: Space Situational Awareness)等における国際連携の進展
- － 災害状況把握における国際連携によるリモートセンシング衛星整備の推進

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 今後の検討の方向(1)

### ○ 我が国の安全保障上、宇宙開発利用は極めて有効な手段

我が国の安全保障上、情報把握、情報共有、指揮・統制等の高度化を図る上で宇宙開発利用は極めて重要。

- 情報収集 : 宇宙分野の技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討し、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。
- 情報通信 : 宇宙利用の促進に資する高機能なXバンド衛星通信網の構築
- 測位 : 自衛隊の行動任務のために必要となる衛星測位の活用
- リモセン : 災害状況把握における2国間、多国間協力による衛星整備体制を推進するとともに、国として画像データの取扱いに関する安全保障を踏まえたルール作り(データポリシー)が必要。
- BMD : 弾道ミサイル迎撃等に資する宇宙状況監視の実施を視野に入れた検討及び赤外線センサーシステムの宇宙空間での実証に向けた検討
- 情報収集衛星 : 4機体制を確実に維持するとともに、情報の量の増加、情報の質の向上、即時性の向上等により、情報収集衛星の機能の拡充・強化をはかり、引き続き必要な情報収集を実施していく。

# 1. 外交・安全保障分野の現状、課題及び今後の検討の方向

## 今後の検討の方向(2)

### ○ 国際連携の推進

#### (2国間協力)

##### 日米

日米安全保障協議委員会(2+2)、安全保障分野における日米宇宙協議において、日米間の協力を確認・協議。

#### (多国間協力)

##### － 国連宇宙平和利用委員会(COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)

宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討の継続。

##### － ジュネーブ軍縮会議(CD: Conference on Disarmament)

核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)、消極的安全保証、宇宙における軍備競争の防止。

##### － 宇宙活動に関する国際行動規範(International Code of Conduct for Outer Space Activities)

できるだけ多くの国が参加する規範が合意されるよう積極的に規範づくりに取り組む。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 昭和43年附帯決議

- 1968年4月の宇宙開発委員会設置法案に関する附帯決議(衆議院)において、以下の点が求められた。
  - 宇宙基本法を早急に制定すること  
⇒ 2008年に制定された。
  - 宇宙基本法の検討は、国家の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進の趣旨にのっとり行う。  
⇒ 宇宙開発利用は、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり 行うものと規定された。

(参考) 宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議(昭和43年4月19日衆議院科学技術振興対策特別委員会)

一、わが国における宇宙の開発及び利用に関する基本方針を明らかにするため、すみやかに宇宙基本法につき検討を進め、その立法化を図ること。

二、右の基本法の検討にあたっては、原子力基本法第二条と同様の考え方によるとともにすでに批准された「国家の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進」を旨とする「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の趣旨にのっとり、かつ、世界における宇宙の開発及び利用の動向に対する十分な見通しの上に立ってこれを行うものとする。

三、宇宙開発委員会の運営の強化を図るため、早急に委員を常勤とするように努めること。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 昭和44年国会決議

「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」(昭和44年5月9日衆議院)

わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行うものとする。

- 上記決議は、先に成立していた原子力基本法における「原子力の平和利用原則」(原子力基本法第2条の基本方針で。自主、民主、公開、平和利用、国際協力の5つ)を参考に、宇宙基本法が制定されるまでの代替措置として、宇宙についても宇宙条約等にとり、平和利用に限るべきとの観点からなされたもの。本来的には「宇宙基本法で定めるべきこととしながらも、未だ宇宙基本法は成立を見ないのでその代償」という趣旨で提案された。なお、同決議案の提案に当たって、提案者の石川議員(日本社会党)から、同決議における「平和の目的」は、「非軍事」である旨が示され、この解釈が「宇宙の平和利用原則」の解釈の基礎となっている。

(参考) 原子力基本法(昭和30年法律第186号) (抄)

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### NASDA法

- 平和利用決議は、宇宙開発事業団法（NASDA法）案の国会審議の過程で生まれたものだが、同決議が提案されるのと同時に、NASDA法第1条に議員修正として「平和利用の目的に限り」との文言が追加されることとなった。この「平和利用目的」の解釈についても、決議同様に「非軍事」であるとされてきている。

なお、通常、国会決議は「議員としての意思表示」であり、法的拘束力はないと解釈されているが、同条文は、「宇宙の平和利用原則」を規定する制約であった。（行政府としては、立法府の意思を尊重する必要があるため事実上一定の制約・拘束力が生じるが、一般的には法的拘束力を有するものではないと解されている。）

宇宙開発事業団法（昭和44年法律第50号）

（目的）

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行い、宇宙開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### JAXA法

- 2003年には、特殊法人等改革の一環として、特殊法人であった宇宙開発事業団(NASDA)、国立試験研究機関から独立法人に移行していた航空宇宙技術研究所(NAL)及び大学共同利用機関であった宇宙科学研究所(ISAS)の宇宙3機関が統合され、新たに我が国の宇宙開発利用の中核的な機関として独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が発足した。統合に当たって制定された独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(JAXA法)においても、NASDA法に定められていた「宇宙の平和利用原則」は引き継がれることとなり、JAXA法第4条に規定されることとなった。当然のことながら、その「非軍事」とする解釈についてもNASDA法の解釈を引き継いでいる。

#### 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)

##### (機構の目的)

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 一般化理論

- NASDA法成立後、しばらく「宇宙平和利用」の解釈について特段の問題は生じなかったが、1983年になり、防衛庁(自衛隊)が硫黄島に駐留する際にNASDAが打ち上げた通信衛星2号(CS-2)を利用できるかが問題となった。同衛星は、NASDAと日本電信電話公社(当時)の委託を受けた通信・放送衛星機構(当時)が共同開発したもので、電電公社による衛星通信サービスの役務に使用されていた。我が国の「宇宙平和利用」とは、「非軍事」であるとの解釈から、自衛隊が利用することが国会で問題視された。電電公社には、「公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)」により公衆電気通信役務が課せられており、その役務をあまねく無差別に提供することが法的義務として求められていたことから、自衛隊だけを逆差別せず、役務の提供をすることが妥当と判断された。
- 次に、1985年になると、海上自衛隊が派米訓練の際に米国の軍事通信衛星フリーサットを利用することができかが問題となった。この時に我が国政府から出された解釈論がいわゆる「一般化理論」であり、「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星については、自衛隊による利用が認められると考える」とするもの。政府内(内閣法制局、防衛庁及び科学技術庁)で見解を取りまとめた後、加藤紘一防衛庁長官(当時)が衆議院予算委員会において答弁した。これは、もともと原子力の分野において中曽根康弘首相(当時)が答弁した一般化理論(推進力としての原子力が商船や輸送船で一般化した場合には、防衛庁が原子力を推進力とする潜水艦を保有することができる、とするもの)を参考にして構築された理論である。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 一般化理論

#### 国会決議の「平和の目的」と自衛隊による衛星利用についての政府見解（昭和60年2月6日）

昭和44年5月衆議院において宇宙の開発・利用に関し国会決議がなされ、そこにおいて、我が国における宇宙の開発・利用は「平和目的」に限り行うこととされています。

この「平和目的」に限りということにつきましては、これまで国会で「非軍事」を意味する等のご議論がなされてきたところではありますので、政府といたしましても、これらの議論を踏まえ、慎重に対処しなければならないと考えてきたところでもあります。

今般、海上自衛隊の派兵訓練の際にフリーサット衛星を経由した放送により訓練に必要な情報を受信するための措置を、昭和60年度政府予算案に計上するに当たり、この国会決議の趣旨について政府内において慎重に検討いたしました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会でなされるものでありますが、政府といたしましては、この国会決議の趣旨について、次のように理解しているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

一、国会決議の「平和利用目的」に限りとは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないということはいうまでもないとしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがいまして、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

二、御議論ありましたフリーサット衛星は、米国用の通信衛星であります。既にその利用が一般化しているインテルサット（国際通信衛星）、インマルサット（国際海事通信衛星）、CS-2（さくら2号）のような衛星と同様な衛星中継機能を有するものでありまして、このようなフリーサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の「平和利用」の趣旨に反しないものであると考えております。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 一般化理論

■ 1998年になると、北朝鮮によるテポドン発射事件を契機として、わが国の安全を確保するために必要な情報収集を行うとの観点から、衛星による画像情報の利用方策につき検討が重ねられ、「外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として」、情報収集衛星が導入されることとなった。

■ 情報収集衛星の導入の際には、昭和44年国会決議との関係が国会等で議論されたところ、政府は、先の一般化理論によれば、同決議は「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星」の利用を認めるものと解釈され、当時打上予定の米国の商用衛星等同様の機能を持つ衛星が多く計画されており、情報収集衛星の利用の開始までには広く一般に利用される蓋然性が高いことから、情報収集衛星の導入・利用については、昭和44年国会決議に反するものではないとした。

#### (参考) 情報収集衛星の導入について(平成10年12月22日閣議決定)

政府は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、平成14年度を目途に情報収集衛星を導入することとする。

同衛星の開発及び運用・利用については、準備体制を含め相当の組織体制と経費を必要とするので、中央省庁等改革との整合性を図りつつ行政の簡素・効率化及び内閣の情報収集機能強化の観点から同衛星の運用等に係る組織体制の整備を行うなど、関係機関の緊密な連携、協力の下、政府が一丸となって適切に対応することとする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### BMDに係る日米共同技術研究開発時の整理

- 1998年、防衛庁(当時)が米国が進める弾道ミサイル防衛(BMD)に関する技術研究に参画すること(実際にはそのための予算案)が認められるか否かが国会において問題となった。これは純粋に防衛庁の問題である点がこれまでのものと異なっている。(これまではいずれもNASDAの関与があるものだった。) BMDに関する日米共同技術研究の実施に当たっては、「純粋に防衛的であり、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、国会決議及びそのよって立つ平和国家としての理念に沿ったもの」とした。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### BMDに係る日米共同技術研究開発時の整理

弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

平成10年12月25日

1. 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム(NTWD)を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
2. 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛(BMD)が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
3. 政府としては、今後の我が国の取り組み方としては、米国との間において、NTWDを対象として共同開発研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安全保障体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
4. 宇宙開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位のご理解を頂けるものと考えている。  
なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとるべき」とこととされているところである。  
また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。
5. なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分に検討した上で行うこととする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 宇宙基本法

- 2008年5月9日の衆・内閣委 河村建夫議員の答弁において、法案第三条における「宇宙開発利用は、我が国の安全保障に資すべきこと」について、「宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束に従って、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、そして、我が国の安全保障に資するよう行うとなっており、専守防衛の範囲内で防衛目的での利用は可能になる。」「国際社会の平和、安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行うというのがこの法案の宇宙開発利用の理念であり、その観点から国際平和協力あるいは我が国の防衛のための宇宙開発利用は可能になる。」と答弁している。

宇宙基本法(平成20年法律第43号)(抜粋)

(宇宙の平和的利用)

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

(国民生活の向上等)

第三条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行わなければならない。

(国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障)

第十四条 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、費用な措置を講ずるものとする。

## 2. 我が国における宇宙開発利用と安全保障の考え方の推移

### 改正JAXA法

- 2012年7月12日施行された改正JAXA法は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関としてJAXAを位置付けた。  
安全保障に係る主な改正内容は、以下の通り。
- JAXAの目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。
- 主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。

### 3. 国際法における宇宙と安全保障

#### 宇宙条約

- 1966年12月、国連での議論を踏まえ、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約)」が作成され、翌年10月に発効。我が国は、1967年1月に署名し、同年7月に国会で承認され、10月に批准している。(昭和42年条約第19号)。同条約は、欧米をはじめとした宇宙先進国が批准している条約であり、宇宙分野における国際法の基本原則となっている。

宇宙条約第3条及び第4条では、宇宙空間の平和利用の原則がうたわれており、これらが国際法における「宇宙の平和利用原則」の根拠となっている。同規定では、

- 宇宙空間は、もっぱら平和利用目的のために(exclusively for peaceful purposes)利用されるべきこと
  - 核兵器等の大量破壊兵器等(nuclear weapons or any other kinds of weapons of mass destruction)を宇宙に配備しないこと
  - 天体上での軍事基地等の軍事施設の設置及び兵器の実験・軍事演習を禁止すること
- 等を規定している。

ただし、ここでの「平和的目的」の定義については、統一的な解釈は未だに存在しておらず、各国がそれぞれ判断しているという状況。

### 3. 国際法における宇宙と安全保障

#### 宇宙条約

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約  
(昭和42年条約第19号)

第三条 条約の当事国は、国際連合憲章を含む国際法に従って、国際の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を行わなければならない。

第四条 条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に設置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装備又は施設を使用することも、また、禁止しない。

## 4. 最近の宇宙と安全保障に係る国際関係

### ー 日米安全保障協議委員会(2+2)

今後日米間での具体的協力を精査する分野を特定(平成23年6月21日共同声明)

- 宇宙状況監視(space situational awareness (SSA))
- 測位衛星システム(satellite navigation system)
- 宇宙を利用した海洋監視(space-based maritime domain awareness(MDA))
- デュアルユースのセンサー(utilization of dual use sensors)

### ー 安全保障分野における日米宇宙協議(審議官級)

2010年から計3回の協議を実施

## 4. 最近の宇宙と安全保障に係る国際関係

### ー 宇宙活動に関する国際行動規範(International Code of Conduct for Outer Space Activities)案

- 各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築しようとする法的拘束力のない規範(ソフトロー)。2012年10月を目処に開催される多国間専門家会合においてより具体的な議論が行われることとなった。我が国は、2012年1月に玄葉外務大臣及び古川宇宙開発担当大臣(現宇宙政策担当大臣)から積極的に取り組んでいく旨表明。議論内容については、以下の通り。

- 事故、衝突その他の有害な干渉可能性の最小化
- スペースデブリ発生低減のため宇宙物体の意図的な破壊等の差し控え
- 宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入等、衝突等のリスクの通報
- 他国による違反の可能性がある場合の協議要請、等
- 各国の取り組み
- 2012年1月、クリントン米国務長官は、本規範の正式な交渉を開始することを支持
- 中・露ともに本規範の作成を歓迎しつつも、兵器配置防止条約案(PPWT: Treaty on Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force against Outer Space Objects)の必要性を主張
- 新興国の多くは、本行動規範について、国連の場で議論すべきと主張

### Ⅲ パッケージ型インフラ海外展開の推進

#### 1. パッケージ型インフラ海外展開の推進の現状、課題 及び今後の検討の方向

##### 現状

- ① 我が国の宇宙政策の基本的な方針は、宇宙基本法の理念に則り、(i)宇宙の利用によって、産業、生活、行政の高度化及び効率化、広義の安全保障の確保、経済の発展を実現すること(宇宙の利用の拡大)と(ii)民需確保を通じた宇宙産業基盤の適切な維持及び強化を図ることにより、我が国の自律的な宇宙活動のための能力を保持すること(自律性の確保)である
- ② 自律性を確保していくためには、技術及び産業基盤の維持向上が必要
- ③ しかし、我が国の宇宙産業の国際競争力は低く、これまでの海外受注実績は、以下に留まる
  - 衛星：

|        |    |
|--------|----|
| トルコ    | 2機 |
| シンガポール | 1機 |
| 国内     | 1機 |
| ベトナム   | 2機 |
  - 打ち上げ：韓国衛星 1機
- ④ よって、国内産業基盤を維持向上させていく上で官需依存から外需を中心とした民需依存の割合を増やしていくことが重要
- ⑤ 特にアジアを中心とした新興国では宇宙システムに対するニーズが拡大している。(主なニーズ：通信衛星・リモセン衛星・打ち上げサービス)

# 1. パッケージ型インフラ海外展開の推進の現状、課題 及び今後の検討の方向

## 現状

- ⑥ 政府としてパッケージ型インフラ海外展開等の支援を積極的に行うことが重要
- ⑦ 2010年9月、「当面の宇宙政策の推進について」（平成22年8月27日宇宙開発戦略本部決定）を踏まえ、内閣官房の総合調整の下、関係府省や関係機関からなるタスクフォースを設置し、宇宙システムのパッケージによる海外展開を推進
- ⑧ また、本年3月に第13回インフラ海外展開関係の大臣会合が宇宙を議題として開催された

## 課題

- ① 我が国宇宙産業の国際競争力が不足
- ② 相手国の人材育成や産業創出
- ③ モノの提供が中心であり、相手国の多様なニーズに十分対応していない

# 1. パッケージ型インフラ海外展開の推進の現状、課題 及び今後の検討の方向

## 今後の検討の方向

- ① 我が国の宇宙産業の国際競争力の強化  
国が行う衛星開発や技術開発に際しては国内宇宙産業の国際競争力強化に資するように取り組むべき
- ② 関係省庁間の連携によるパッケージ化
  - 人材育成
  - 技術移転
  - 政府による宇宙機関設立支援、等
- ③ 相手国が抱える課題解決のためのソリューションの提案  
モノの提供だけでなく、相手国のニーズに対応した「ソリューション提案型の戦略作り」を進めるべき(例:ASEAN防災ネットワーク構築構想)
- ④ トップセールスを一層強化すべき

## 2. 海外における政府による宇宙システムの海外展開支援

- 各国ともに国家戦略として宇宙産業を育成。
- 欧米は商業展開の支援を通じて事業の効率化と産業基盤の維持を推進。
- ロシアは旧ソ連時代の研究開発をベースに独自技術で打上げビジネスに強い競争力を有す。
- 後発組の中国は新興国向けに注力。

|        | 米国                                        | 欧州                                      | ロシア                   | 中国                                               |
|--------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|
| 売上・予算  | 世界の売上高上位10社中、8社は米国企業。世界全体の政府支出の約7割は、米国予算。 | 世界の売上高上位10社中、2社は欧州企業。欧州の政府予算は日本の約4倍。    | 大型ロケットに圧倒的な価格競争力。     | 途上国への輸出実績が増加中。                                   |
| 強み     | 豊富な政府予算に支えられ、企業は高い競争力確保。                  | 欧州全体プログラムによる大型の研究開発と市場創出。途上国市場への進出。     | 巨額投資による過去の研究開発の成果を保有。 | 政府の外交政策と連動した支援。                                  |
| 弱み     | 国際武器取引規制(ITAR)による輸出制約。                    | 衛星利用サービスや技術移転についての国際展開が不十分。             | 小型衛星等の新規開発に遅れ。        | 技術レベルが未成熟。                                       |
| 地球観測衛星 | 政府による複数年の画像買取保証により、民間投資が拡大。               | 衛星利用サービスも含めた垂直統合等を、政府も出資して支援。           | 衛星輸出の実績はほとんどない。       | 途上国に、提供実績有。                                      |
| 通信放送衛星 | 巨大な自国市場にて実証実績を重ね、競争力をつけて海外進出。             | 欧州市場を大手2社で分け合い、海外にも進出。                  | 自国市場や旧ソ連圏で利用。         | 途上国に、提供実績有。                                      |
| 測位衛星   | 直接ユーザー料金無償にてGPSを全世界的に提供する方針。              | 2014年を目標に「ガリレオ」稼働開始予定。2016年までには30機運用予定。 | 近年「グロナス」の民間利用を推進。     | 2020年を目途に「コンパス」システムを完成予定。2012年にアジア太平洋地域での運用開始予定。 |

## 2. 海外における政府による宇宙システムの海外展開支援

### (1) 中国の取り組み

(出典:レコードチャイナ)

- ・2011年に発表された中国の「宇宙白書」によると、中国は2015年までに人工衛星100機を宇宙に送り込む計画とし、今年の打ち上げ計画は30機

- ・中国のコストは欧米の4分の3である点に強みがあるが、欧米に比し、品質的にまだ差がある

- ・中国は、衛星の購入が困難な国々に対し取引を採用し、当該国が持つ原料などの天然資源と交換したり、政治的な影響力を行使

#### (途上国への展開)

- ・2008年10月30日、ベネズエラ初の通信衛星「シモン・ボリバル衛星」を打ち上げ。通信、放送、遠隔教育、遠隔医療などに用いられ、インフラが整っていなかった地域の通信状況改善が期待されている。

- ・2009年初めには、ナイジェリアとも衛星打ち上げの契約を締結

- ・中国は2009年9～11月にかけて、パキスタン、ラオス、ボリビアと衛星の製造と打ち上げに関する契約を締結

## 2. 海外における政府による宇宙システムの海外展開支援

### (2) フランスの取り組み

(出典:平成22年8月4日宇宙開発委員会資料)

#### ○サルコジ大統領によるベトナムに対する衛星のトップセールス

- ・2010年8月、仏アストリウム社が、ベトナム初の地球観測衛星となる中分解能の小型光学衛星「VNREDSat-1 (Vietnam Natural Resources, Environmental and Disaster Monitoring Satellite 1)」の開発・製造・打上げをベトナム科学技術院(VAST)から受注
- ・VNREDSat-1は、2012年に打ち上げられる予定。
- ・契約金額は約5,520万ユーロ(約63億円)。同契約は、2009年にフランス及びベトナムが締結した科学技術協力に関する政府間合意に基づく
- ・同衛星の製造は仏ツールーズで実施され、ベトナムから派遣される15名の技術者が業務に参加
- ・日本企業も当該衛星受注に向けてベトナムで働きかけを行っていたが、サルコジ大統領からズン首相への政治的な働きかけにより受注先はフランスに決定